

甲第 35 号

書籍

解説

教育大法

2013

平成25年版

2013

教育基本法

(平成八年二月二〇日)

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によつて築いてきた
民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界
の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うもの
である。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重
んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな
人間性と創造性を備えた人間の育成を期するととも
に、伝統を繼承し、新しい文化の創造を目指す教育を
推進する。

ここに、我々は、日本憲法の精神にのつとり、我が
国が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興
を図るため、この法律を制定する。

*憲法の精神（憲前文 児童憲章前文）

明治時代の制定から半世紀以上が経ちました。その間、教育水準が向上し、生活が豊かに豊かな一方で、都市化や少子高齢化の進展などによって、教育を取り巻く環境は大きく変わりました。近年、子どものモラルや学業意欲の低下、家庭や地域の教育の低下などが指摘されており、若者の雇用問題なども深刻化しています。このような中で、教育の根本にさかのぼった改革が求められており、将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を明確に示し、国民の皆さまの共通理解を図りながら、国民全体で教育改革を進め、我が国の未来を切り拓く教育を実現していくため、教育基本法を改める必要があります。

政府では、平成二年三月に内閣総理大臣の私的諮問機関として設けられた「教育改革国民会議」から、

本法は、戦後六年（一九五二年）二月より日本教育法制の根幹を占めてきた旧教育基本法に關して、現代という時代に対応しつつ、かついまの時代の政治的、社会的な要求により必要な理念の追加、修正がなされたものということができる。

前文においては、第二段に「公共の精神」「伝統」の理念が追加され、旧法にあった「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、「……教育の力にまつべきものである。」（一段）「普遍的にしてしかも個性化の精神の創造」（二段）、「教育の目的を明示して」（三段）などの言文が削除された。また、主語は旧法の「われら」から「我々日本国民」「我々」へ、「真理と平和を希求する」（旧法二段）は「眞理と正義を希求し」（本法二段）に修正された。

これらの改正をへた前文では、二条に新設された教育目標群とともに、多分に時代の政治的要求に合わせて追加された側面が強いが、これらの部分修正を受けたとしても前文全体の大好きな組み合わせは、旧法の憲法・教育・基本法の枠組みを堅持しているとのることはができる。本法の前文第一段では、「民主的で文化的な国家」の発展（旧法では「建設」）、「世界の平和と人類の福祉」の向上への「貢献」など、旧法で記されはた日本国憲法の理想が掲げられていること、第二段では「憲法の「理想論」の「理想」の「文化の創造」を尊厳を重んじ、「眞理」の「希求」、「精神の創造」を掲げていること、第三段では、「日本国憲法の精神にのつとり」「教育の基本を確立」することがうたわれており、その基本的な骨格は旧法の精神を受け継いでおり、その基本的な骨格は旧法の精神を受け継いでいることの証である。このように、前文では、本法においても「憲法」としの基本的な性格が堅持されていること、あえて「前文」を設定して法律の制定趣旨・原理などを示すことを通じて現行教育法制の根幹にある法律であることを明確にした、と方的な論理の押し付けとみられる表現が目立つ。まことに本法ができる。

第一章 教育の目的及び理念

一章 教育の目的及び理念

となど、平和主義の後退とみられる表現についても注視しておきたい。こうした点は、今後において憲法および改正法の教育人権的な諸原理との整合的な理解が求められるものと考えられる。

第一（教育の目的） 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行つしよナレル。

第一条 教育は

は、人格の完成を目指し、平和で民主的
社会の形成者として必要な資質を備えた
良き国民の育成を期して行なはれます。

小学校は児童の個性の開拓を期して行動を奨励する所
ばならない。

九、四五・五〇・六三・七一・八三・一〇八・一一五・
五、人格の完成(三)・社会主義規約・三一・児童権利
二九一、平和國家(前文)・憲正文・九、民主國家
(二九一)・教育(二五)・国民上場(二九一)・政治
(二九一)

判例（五二）人格の完成（学力テスト事件）　憲法二六条の規定の背後には、国民各自が、「一個人間として、また

一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有することに、みずから学習することのできない子どもと、こゝを離れて、他のところへお出でになつたお子さんたちも、

このことを大人一般に對して要求する権利を有するとの概念が存在していると考へられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的權能ではなく、何よ

りもます、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられるのである。(最大判昭51・5・21判時八一四一三三)

判例 人格の完成[内申書裁判(第一審)] 教育の目的が生徒の人格の完成をめざし(教基法一条)、思想・信条により差別されるべきでない(同三条)とされて

いることにはんがみれば、公立中学校においても、生徒の思想、信条の自由は最大限に保障されるべきであつて、生徒の思想、信条のいかんによつて生徒を分類

教育基本法のあらまし

旧教基法の意義 旧教基法は、戦後のわが国の教育の基本を確立するために一九四七年三月に公布施行された。そこには、戦前の軍国主義・國家主義教育の反省があった。新憲法に基づく「人間主義・民主主義」の教育理念が示されおり、教育・教養・基本法体制と呼ばれた。

改正過程 旧法制定当初より、保守勢力は「國への忠誠」「家族」「伝統」等の理念に欠けること、連合国指導下で制定されたこと等を批判し、改正に意欲を示してきた。今回の改正の端緒は、教育・改革・国民党議会の見直し提示(二〇〇三年)であり、その後、中教審が答申を提出した(二〇〇三年)。これらを踏まえて、政府は、二〇〇六年四月に教基法改正案を開議決定し国会に提出、同年一二月一日改正法が成立した。

改正理由としては、制定から半世紀以上の経過、子どものモラル・学ぶ意欲の低下等を挙げられたが、この理由が改正を正当化したこと等を疑問である。また、憲法的性格を有するとされていた重要法律を改正する際に、は、本来十分なる国民的論議と慎重な手続が必要であるが、この点も拙速との批判がなされない。

改正内容 旧法にはない四章の章立てがなされ、条文数は一から八か条から一八か条へと増加した。新規規定は、二条、三条、四条二項、五条一・三項、六条二項、七条、八条、〇条、一・三条、一・七条である。大幅な改正規定は一六条であり、残りの規定は旧法をほぼ踏襲している(五条一項は部分改正)。廃止規定は旧二条(教育の方針)と旧五条(男女共学)である。

解釈上の理論的枠組み 改正法には理念的道義的規定が多く設けられたことから、その法的・性格が問題となる。価値の多元性を前提とする民主主義社会においては、一般道徳規範の法定には慎重さが必要とされるが、教育理念規定についても、それが次世代の価値観の形成に深く関わるだけに法による強制に本來的になじまず、訓示規定と解する方が妥当である。

旧法と比べ憲法との適合性が曖昧になったとみられるところから、憲法の趣旨精神に則った解釈の必要性が大きくなつたといえる。二条の「國を愛する態度の養成」

子どもの内心を制約する指導は許されないと解することが重要である。第三に、法律は条約の下位法であるから、条約による本法の拘束という論理も生ずる。六条二項は学校における「規律の重視」を定めたが、「子どもの権利条約二八条2は、規律につき、「子どもの人間の尊厳との適合」及び「条約に従つた運用」という条件を課しており、条約内ではか規律は行使でないと解される。この点に照らして、文科省の懲戒・体罰見直し通知(二〇〇七年二月)を検討すべきである。第四に、旧法の文言が維持されている場合は、旧法に関する最高裁判の判断が依然として有効と考へられる。「六条一項の「不当な支配」の禁止についていえば、旧法「一条の「直接責任」規定（二項後段）や「教育行政の任務」規定（二項）は削除されたが、最高裁判学判決は、これらの規定とは関係なく、「法令に基づく教育行政機関の行為」も不当な支配となりうると解していた。改正法に新たに定められた「法律の定めるところにより」、國の義務規定の内容が大きな意味を持つ。この点、新自由主義的な教育費削減政策が進行する状況下で、一六条四項が国の財政措置義務を明記したことは注目に値する。また、教育振興基本計画（一七条）も、運用いかんにも有している。

改正後の動向 二〇〇七年六月に教育三法が成立した。(1)学教法改正では、義務教育の目標を新設するとともに、副教委の法令違反等に対し、文科大臣は是正、改善の指示ができることを定めた。(3)教員免許法・教特法改正では、免許更新制の導入を盛り込んだ。これらの中には、教育再生会議(二〇〇六年設置)の意向が反映されているが、本法に照らして問題点も指摘できることもある。また、二〇〇八年には、学習指導要領の改訂、教育振興基本計画の策定が実行され、二〇〇九年には、政権交代が起きたが、教育政策の見直しは停滞している。本法についての深い理解の普及は喫緊の課題である。

要である。さらに、社会の一員としての使命、役割を自覚し、法律を守り、その役割を実践する、ともに、社会における他の関係の規律について学び、それに付けるなど、道徳心や倫理観、規範意識をはぐくむことが求められている。

(日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の醸成) グローバル化の進展し、外國が身近な存在となる中で、我々は国際社会の一員であることが重要である。さらに、我々とは異なる伝統・文化を有する人々と共に生していく必要があることが意識化されるようになってきた。そのような中で、まず自らの日本や地域の伝統文化についての理解を深め、外國におけることの自覚や、郷土や国を愛する心の涵養を図ることが重要である。さらに、自らの国や地域を重んじると同様に他の国や地域の伝統・文化に対しても敬意を払い、国際社会の一員として他国から信頼される国を目指す意識を涵養することが重要である。

なお、国を愛する心を大切にすることや我が国の伝統・文化を理解し尊重することが、国家至上主義的な考え方や全体主義的なものになつてはならないことは言うまでもない。(学年別の自由[学力テスト・20件目] 中央教育審議会)

障する学問の自由は、単に学問研究の自由ばかりでなく、その結果を教授する自由をも含むと解されるし、更にまた、専ら自由な学問的探求と勉学を旨とする教育に比してむしろ知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育においても、例えは教師が公権力をもって特定の意見のみを教授することを強制されないという意味において、また、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接的人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないといふ本質的責任を負うに留められなければならないといふ程度の自由なら、載量が認められなければならないという意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない。しかし、大学教育の場合には、学生が一応教授内容を批判的評議を行って、教授の具体的な内容及び方法につきある程度自由なら、載量が認められなければならないといふ意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない。

普通教育においては、子どもの側に学校や教師を選択する強い影響力、支配力を有することが要求され、また、児童生徒にこのような能力がなく、教師が児童生徒に対する普通教育においては、子どもの側に学校や教師を選択する強い影響力、支配力を有することが要求され、また、児童生徒にこのような能力がなく、教師が児童生徒に対する

判例
私立大学における学問の自由 私立大学の教員が新聞紙上で行った「歴史認識の見直し」機運高まる
「史觀の押付けが問題」等の発言は、第二次世界大戦下の日本が採った諸政策に關する教員の意見表明にすぎず、これによって所属大学の社会的評価の低下を懸念せしめるのではないか。教員の講義方法等が直ちに懲戒事由に該当すると認められるのは困難であるのである。(最判平19・7・13判時一八九二一五一)
判例 真理教育・教科書裁判 第二次訴訟 (一審) 杉本利和
判決 児童・生徒の学び・知る権利を尊重する権利を主張し充足するためには、必然的に何よりも真理教育が要請される。(東京地判昭45・7・17判時〇四一九)
旨示 高等学校教育指導要領・入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を合唱するよう指導するものとする。(平11・3・29文告五)
通知 「児童の権利に関する条約」について 学校における國旗・國歌の指導は、児童生徒等が國の國旗・國歌の意義を理解し、それを尊重する心と態度を育てるとともに、すべての國の國旗・國歌に対して等しく敬意を表する態度を育てるためのものであること。その指導は、児童生徒等が國民として必要とされる基礎的・基本的な内容を身につけるために行うものであり、もとより児童生徒等の思想・良心を制約しようとしないものではあること。今後とも國旗・國歌に関する指導の充実を図ること。(平6・5・20文初高一四九)
判例 教育省令
通知 学校における國旗及び國歌に關する指導について (平11・9・17文初小一四五初等中等教育局長・高等
通達 入學式・卒業式等における國旗掲揚及び國歌斉唱の実施について (平15・10・23東京都一五教指企五六
九) 資料編
判例 日の丸・君が代(阿倍野高校事件) 国旗掲揚の間

題は、国旗を掲揚するという物理的な側面と愛國心の涵養を目的とする教育問題であるが、前者は学校の運営、運営上の問題でいうことができるが、後者は教育的側面と切り離し得ない不可分の関係にあって、教育的側面を抜きにしてこの問題を論することはできない。そしてこの教育的側面は、主に愛國心涵養のはずの、国旗掲揚の方法によるものである。(大阪地判昭47年4月28判タ二八三一~二五六)

判例 日の丸・君が代東京都国旗・国歌斉唱予防訴訟事件

事件

日の丸・君が代は、皇國思想や忠誠思想の精神を主張して用いられてきたことは否定しない歴史的事実であり、国旗・国歌法により、日の丸・君が代が国旗・国歌と規定された現在においても、なお国民の間で宗教的政治の意味での日の丸・君が代が被信し立派なものと認められるまでには至っていない状況にあることが認められる。日の丸・君が代に対する現在の状況に照らすと、宗教上の信仰に準じる世界観、主義、主張に基づいて、入学式・卒業式等の式典において国歌斉唱の際に向かって起立し、国歌を唱げる者に反対する者、ビアノ伴奏をすることを拒否する者が少なからずいるのであって、このような世界観、主義・主張を持つ者を含む教職員らに対して、处分をもつて上記行為を強制することによって、結局、内心的の思想に基づいてこのような思想を持ついる者に対し不利益を及ぼすに等しいことができる。(東京地判平18・9・21判時一九五二一四四)

判例 日の丸・君が代・ビアノ伴奏拒否事件

事件

職務命令當時、公立小学校における入学式や卒業式において、国歌斉唱として「君が代」が音楽指導者によって行われていたことは「君が代」の事実であり、客觀的に見て、入学式の国歌斉唱の際に「君が代」のビアノ伴奏をするという行為自体は、音楽專科の教諭等にとって通常想定され期待されるものであつて、上記伴奏を行う教諭等が特定した思想を有するということを示す表現であると評価することは困難なものである。本件職務命令は、上記のように、公立小学校における儀式的行事において広く行われ、A小学級等も從前から入学式等において行われていた国歌斉唱に際して、音楽專科の教諭にそのビアノ伴奏を命ぜるもの

評定することは違法なものというべきである。また、生徒の言論表現の自由もしくはこれにかかる行為も、教育の目的にからみでないものと見做されるべきである。(東京地判昭54年3月28判時九一七八) 例「人格の完成丸刈り校則事件」中学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める(包括的な権能を有するが、教育は人格の完成をめざす(教育基本法本文)ものであるから、右校則の中には、教科の学習に関するものだけでなく、生徒の服装等いわば生徒のしつけに関するものも含まれる。(熊本地判昭60年11月13日判時一七四一四八) 例「健康な国民の育成『長生高校柔道部事故事件』高生におけるクラブ活動が学校教育の一環として行われているのは、教科書第一条の趣旨に照らし相当である。(東京高判昭52年4月27日民集第三〇一―一七八) 説明本条は、教育の目的を定めるが、旧一条に対応している。教育目的については、まず、国が教育目的を法定で定めるとは許されると、いろいろ點がある。法定禁止説は、①法と道徳を区別すべきこと、②国家には思想的中立性(憲法一九条)が要請されること、③政治権力が国民支配の手段として利用する危険性が高いこと、④憲法価値といえども強制の対象にはできないこと、等を根拠に許されないとする一方、一方には教育の目的を區別すべきこと、①教育は本来価値志向性を有すること、②価値の多元性を認めた上で秩序づけること、③国民意思の民主的決定により国家政策を統一すること、④憲法教育が必要であること、⑤憲法教育が要請されること、等を理由として、憲法の価値に立脚した教育目的の法定は認められるとする。憲法的目的を維持するため、文言上の変更は「國家」の前に「民主的な」が挿入されたのである。旧法については、一般に、戦前の国家主義教育の反省に立つて、新憲法によって個人主義・民主主義の教育目的を示したものと理解解されてきたが、この挿入は、旧法の教育目的を維持しつつ、これを明確化したものとのものが妥当である。確かに、二条の教育目標群には、憲法理念からみた整合性のある表現も目につくが、目標は目的の下位概念であるから、二条に照らして一条を解説する。

第二条 教育は

、その目的を実現するため、学問の自
由、次に掲げる目標を達成するよう行
する。
識と教養を身に付け、真理を求める態
度がな情操と道徳心を養うとともに、
体を養うこと。
値を尊重して、その能力を伸ばし、創
造性を發揮して、自己実現をめざす。個
人、自主及び自律の精神を養うとともに、
社会的責任感をもつて、社会に貢献す
る。また、他者に対する尊重と協力を重ん
じ、自然を大切にし、環境の保全に寄
り、資源を養うこと。
化を尊重し、それらをはぐくんだこと。
ともに、公共の精神に基づき、主体的に
に参画し、その発展に寄与する態度。
任、男女の平等、自他の敬愛と協力を
養うこと。
とともに、公共の精神に基づき、主体的
に参画し、その発展に寄与する態度。
平和と発展に寄与する態度を養うこと。
び、自然を大切にし、環境の保全に寄
り、資源を養うこと。
化を尊重し、それらをはぐくんだこと。
ともに、公共の精神に基づき、主体的
に参画し、その発展に寄与する態度。
任、男女の平等、自他の敬愛と協力を
養うこと。
とともに、公共の精神に基づき、主体的
に参画し、その発展に寄与する態度。
平和と発展に寄与する態度を養うこと。
（一）五二、世界人権宣言二六、社会権規
定（二）五三、学問の自由（憲法二三、
勧告文一）、個人情報保護三五、破防三、
（学教二）二一三、三〇一、四五、五防一、
（二）五四、眞理の探求（前文、七、国立国会図書館
（三）五五、個人の価値の尊重（前文、憲一三、二四
障害基一、三、児童賣春処罰五、男女共
基三、D.V.防止前文）、自主・自律の精神
（三）男女平等（四一、憲一四一、二四

答申
教二
国立国会図書館前
新しい時代にふさわしい

差別撤廃、民二、労基四、社会基三、D.V.防止前文)、
「一三、学教(二)、社会(四)生命、自然の尊重等」
から、「児童権利二九」、学教(五)、(五)伝統・文化の尊
重等)、「(五)郷土を愛する態度(憲一)」
、社会基規約一三一、学
競争の時代を迎え、科学
問題解決に活かすことが期
望される。これが、人間性の涵養が重要である。
かわりの重視され、それを表現すること
普遍の価値であって、文化
、力である。特に、日本
しみ、豊かな文化を築いて
の生育環境の中からは、個人の
環境の保全が大きな課題
は、人々が生きること
が、人生などの命の生
につながることを理解す
る。このため、国民が国
社会の規範の意義や役割
由で公正な社会の形成に
精神を涵養することが重

新規教育基盤を推進する「環境教育」
人権教育、思想教育、基本法と教育振興基盤の在り方について、教育の機会均等に関するもので、本計画の在り方について、教育の機会均等に関するもので、現行法に「教育を受ける機会」と規定されているのを、憲法と同様に「教育を受ける権利」と改めてはどうかとの意見があつたが、現行法の規定が、憲法上の権利を具体化するためには、「教育を受ける機会」が確保される施策を進めることが重要であるとの趣旨を表現したものであることに十分留意する必要がある。また、「生涯にわたり学習する権利」を規定してはどうかとの意見があつたが、生涯学習については、教育全体を貫く基本的な理念として位置付けることが適当と考える。(平15.3.20中央教育審議会)
附註 新法制定の趣旨は、中央教育審議会答申「生涯学習の基礎整備について」(平成2年一月三〇日)を受けて、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められるといふいう状況にからみ、生涯学習を振興するための都道府県の事業に関し、その推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習を係る機会の総合的な提供を促進するための構想の作成その他の措置について定めるもので、生涯学習に成るべき重要な事項を調査審議等の会を開設する等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図ることとしたものであること。(平2.9.28文生主一八〇事務次官)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつたらゆる機会に、あらゆる場所において学習することが、社会の実現が、図られなければならない。学習権（憲法第一六一、学習宣言）、万人のための教育（世界宣言）、生涯学習（生涯学習、社教三一、高齢社会対策）、一部科部省設置三、四、中学校教育審議会（教育）、家庭教育（五・六、学年、私学）、家庭教育（教育）、民ハ一人、八二一〇一八二三、八五七、家庭教育（教育）（二一、社教、図書館、博物館、スポーツ、音楽文化振興整備、子どもの読書活動推進、文字・活字文化振興）、

レバーレンジアードの運営する「生涯学習の理念」

判例 日の丸・君が代「再雇用拒否処分取消請求事件」
自らの歴史観ないし世界觀との関係で否定的な評価の対象となることは「日の丸・君が代」に対する敬意を明すことには必ずしも難いと考える者が、これに対しても敬意の表明の要素を含む行為を要求されることは、その行為が個人の歴史観ないし世界觀に反する特定の思想の表明に係る行為そのものではないとはいっても、個人の歴史観ないし世界觀に由来する行動（敬意の表明の要素を含む行為）を求められることはない。個々の間接的・接続的約束が許容されるか否かは、職務命令の重要性及び内容並びに上記の制限を介して生ずる約束の態様等を総合的に考慮して、当該職務命令に上記の制約を許容しえる程度の必要性及び合理性が認められるか否かである。このようないくつかの観点から判断するのが相当である。學校の卒業式や入学式等という教育上の重要な節目となる儀式の行事においては、生徒等への配慮を含め、これらの行事にふさわしい秩序を確保して式典の円滑な進行を図ることが必要であるといえる。法令等においては、学校教育法は、高等学校教育の目標として國家の現状とについての正しい理解と国際協調の精神を涵養を掲げ（同法第二条一条・三条一条・八条二号）、高等学校学習指導要領も、學校の儀式的行事の意義を踏まえて国旗歌謡各項を定めているところであり、また、国旗及び国歌に関する法律は、從來の慣習慣行として文化して、国旗は日本旗（日の丸）とし、國歌は「君が代」とする旨を定めている。そして、住民全体の奉仕者として法令等及び上司の職務上の命令に従つて職務を遂行すべきこととされる地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性（憲法一五条二項、地方公務員法第三〇条、三二条）に鑑み、公立高等學校の教諭である告士高は、法令等及び職務上の命令に従つて立場にあること、一方公務員としての立場にあればならない立場であることを、

強制したり、あるいはこれを禁止したりするものではなく、特定の思想を持つことを強制したり、ある人の思想を持つことを強制したり、特定の思想の有無について告白することを強制するものではなく、児童に対して一般的な思想や理念を教えることを強制するものとみることもできる。(最端平 19.2.27 判決一一三六一〇九)

照心関係にあり、主に個人レベルの生涯設計において「生涯学習」を位置づけるものとなつて、「生涯学習」を評価するものと見なす。住民相互での共同学習の有効化を求めるものとなつて、「生涯学習」を評価するものと見なす。住民相互での共同学習の有効化を求めるものとなつて、「生涯学習」を評価するものと見なす。同学習支援やユネスコなどのすべての人の「学習権宣言」や同「学習・秘められた宝」などの学習の社会的協同的規定とは大きな齟齬が生じている。この点で「教育の非権力性の原則」に基づく、国民の協同による不斷的努力のなかで「生涯学習」の展開を開く意図を宣言したものとはいえない。なお、旧二案の理念を受けた社会教育法三条などは、二〇〇八年に大きな改正がなされた。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種・信条・性別・社会的身分・経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学が困難な者に対しても、修学の措置を講じなければならない。

*①教育を受ける権利(憲二六一、社会権規約一三一、児童権利二八一、地教行四九、教育の機会均等等)(五三・一六二、地教行一の二、教育費負担一、学生支援

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成二年法律第七号)があり、「生涯学習の実現のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成二年法律第七号)があり、「生涯学習の実現のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成二年法律第七号)があり、「生涯学習の実現のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成二年法律第七号)があります。

新設規定。「生涯學習」という文言は、すでに「トトシナカニ」ヨリハヨリの趣し方や考究方

判例 本件は、教育目標を定めており、旧二条（教育の方針）にも関連しているが、実質的には新設といつてよい。多くの教育目標の項目が設けられたが、このように理念的道義的規定の過剰さは、「法と道德との一体化」という近代法原則に反してゐる。さらには、理念的分別とともに問題視され、思想を叫ぶたが、思想・信条を制限したことには到底認めることができない。（大阪地判平6年1月11日判例集木登載）

解説 本条は、教育目標を定めており、旧二条（教育の方針）にも関連しているが、実質的には新設といつてよい。多くの教育目標の項目が設けられたが、このように理念的道義的規定の過剰さは、「法と道德との一体化」という近代法原則に反してゐる。さらには、理念的分別とともに問題視され、思想を叫ぶたが、思想・信条を制限したことには到底認めることができない。（大阪地判平6年1月11日判例集木登載）

づき、高等学校学習指導要領に沿った式典の実施方針を示した本件通達を踏まえて、その勤務する当該校長から学校行事である卒業式に關する本件職命令を受けたものである。これらの点に照らすとして、公立中学校の教諭としての上告人が、既にして当該学校の卒業式等による賞賛をうけたことは認められぬ。

生支援一四一、七、私学助成、私学助成、私立大学の研究設備に対する国庫補助(に関する法律)私学助成、私学助成、私立大学の研究設備に対する国庫補助(に関する法律)

判例 入学者選抜和歌山大附属中抽せん入学事件】憲法二六条および教基法三条は、すべての国民がその能効に応じて高等教育を受ける権利を有し、人種等によって教育上差別されない旨を宣言したものであり、このことから直ちに選抜試験が常に学力試験によらなければならないということはできます。附属学校が固有の教育方針、計画に基づき自らの判断において入学者志願者の選抜方法として抽せんの方法を採用しても、論難すべきではない。(和歌山地判昭50・2・3時7八一六三、最判昭53・7・7判タ三六九一・五一判)

判例 入学者選抜大分県立高校合同選抜事件】原告らは、本件合同選抜制度は、学校間格差のは是正という目的のため、能力以外の理由で入学の許否を決しようとするものであつて、憲法二六条第一項の教育基本法の規定に違反する旨主張する。しかしながら、原告らのいう「能力」とは、所詮検査順位に現われた度合を指称するものと解されるが、それでは単なる所謂「能力主義」であつて、能力があつても経済的・社会的なあるいは門地によって、教育を受ける機会を閉ざさざる過去の時代によつてはまだしまじら、現在の諸々の教育環境に照らせば、能力主義が多くの弊害の根源となつてゐることは、次において述べるとおりである。右各条項における「能力」とは、能動的に教育上の差別を正当化し、單に先天的能力に恵まれた者が検査成績上位

一)、差別の禁止（憲一四一、自由権規約二一、社会権規約二一〇、三、児童権利推進人種差別撤廃委員会特別支援女子別扱撲滅一〇、人権教育発展推進人種差別撤廃委員会特別支援学校（学教七二一八〇、学教施令一一二の三、特別支援学校選奨励）、特別支援学校（学教八一〇）、通常学級における障害児支援（学教七五八一、学教施令五〇九〇）、障害者教育（学教施政令五〇九〇）、障害者権利宣言（障害者権利基準均等化標準規則、障害者基準規則）、社会生活を総合的に支援するための法律（児童、③就学の援助（学教一九就学選奨励）、学保健基準）、四・二五、学校運営（振興センターカー九二五）、教育扶助（生保一一一、三三）、学資の貸与（学

三、定通一、（き振）、過疎地域自立促進特別措置法
強要しないよう慎重な配慮が求められる。

本条の解釈運用にあたっては、体系的解釈・憲法適用的道義的規定は、法による強制に本來のものでないことから訓示規定による余地があること、(2)五号の文言に則り、「我が國を愛する」態度は、「他國を尊重する」態度と同じ比重で取り扱べきこと、(3)目標は目的の下位概念であり、二条は「一条の平和教育理念に拘束されることから、二条は「国民は平和的な国を意味し、他國に脅威を与える愛國心教育は禁止されている」と、(4)目標の達成には、「二条本文の「學問の自由」(したがつて教育の自由)の尊重」という条件が付されていることから、教師には愛國心教育の具体的な実践により一定の教師が認められるること、(5)憲法第一条に照らして、國家の思想的中立性に反する強制は禁止されること、子どもの愛國心についての態度を理由とする不利益措置(成績評価等)は違憲となること、子どもの将来に亘る思想・良心の形成を妨げるような指導も許されないことを、強制に反対する行為は「良心の自由」の行使として保護される可能性があること、等が詰まらねなければならない。現実的には、過度の愛國心教育が推進される危惧は否定できない。教育現場において本条をいかに理解するか、が大きな意味をもつていてといえる。その際、たとえ「愛國心」の再定義を試みることや、新しい国旗・國歌の可能性を探求することも、教育上の課題とななりうるであろう。

これ以外の教育目標としては、「男女平等」(二条号)、「生命尊重」(四号)、「普通的価値」を有する事柄が新たに規定される一方、「公共の精神」(三号)、「伝統の尊重」(五号)のように、思想的立場によって意見が分かれる可能性のある事柄も導入された。後者に關しては、一方的な見解を以て

生活習慣などが違つても、どの国の人々も同じ人間として尊重し、差別見をもたらす公正接する」とことと闘争した指導が大切であるとしている(中学校学習指導要領の解説・道徳編)。これはすでに中教審答申(二〇〇三年)が、自國と同様に他国にいきやうぐみ、吉野里など、日本

判例 障害者支援「尼崎高校事件」 障害者がその能力の全面的発達を追求することもまた教育の機会均等を定めた憲法その他の法令によって認められる当然の権利である。現在の施設・設備が不十分なことは入学を拒否する理由とはならない。(神戸地判平4・3・27文科初二九一初中局長)

13判時一四一四一二六

判例 障害者支援「特殊学級入級処分取消請求事件」 市教委が市立特殊学級を設置し、そこに入級する児童を処分をしたからといって、現行法上は生徒またはその親に、普通学級と特殊学級のいずれに所属するかについての選択権が付与されていると解することはできない。(札幌高判平6・5・24判時一五一九一六七)

判例 障害者支援「大阪市立黒江小学校不登校事件」 学校の校長は、教育環境整備義務は認められないが、科学的、教育的、心理的、医学的立場から該校の児童がその在籍する教員の違法な作為、不作為により登校を拒否する等に至った特段の事情のある場合、何

ことにより、小学校に就学する場合を考慮したことになる。このため、認定就学者の環境が当たるところでは、障害に応じた適切な就学のための環境が整備されていることについて十分に考慮してその判断を行なう必要があること。特に、二つ以上の障害を併せ有する場合、日常生活や学業上の問題によっては、安全上の配慮や障害に応じた適切な指導の必要があることに十分に留意し、慎重に判断する必要があること。

（就学指導に当たつての留意事項）市町村の教育委員会は、障害のある児童生徒の就学に関する、学校の運営と社会との連絡が重要なこととの旨をその章書に応じた文言を記入する。

の文言は、自由権規約二七条と同様「権利を否定されない」とするものであつて、國家に積極的な作為を要するものではない。憲法六条の規定が、直ちに控訴人らの主張するようなマイノリティとしての教育を受ける権利までを想定して規定しているとはいはず、また、憲法二六条一項及び旧教育基本法第三条第一項は、國の責務について、いずれも理念を掲げることにすぎず、これらの規定が、控訴人らが主張するようなマイノリティの教育権という具体的な権力を直接保障していると認めることが困難である。(大阪高判平20・11・27判時二〇四四一八六)

判例
外国人(イラン人)の入学差別

大学が、国立大学附置研究所の研究生の入学に關し、安全保障理障上上の配慮を理決議及び文部科学省の依頼等の安全保謢上の配慮を理

の者が、その希望する学校への入学を拒否された場合に、これを免るには憲法違反法とする契機となるものではない。教育途上に於ける子供達の能力は、顕在化したもののみで評価できず、多くの潜在し開発の可能な部分を内包しているものであり、また刻々と発達成長しているものである。従つて、右にいう「能力」は、「...能力に応じて、ひとしく...」(憲法「六一条」)と定められて居るよう、教育を受ける権利や教育の機会均等を実質的に保障しつゝ、その子の能力発達に必要とされる教育との条件、環境整備を積極的に国家に対し要求する根拠となりうべきものである。この見點からすれば、むしろ、学校間格差は正規の本件合意制の目的は、通学区域内外各に水準の均しい教育施設を整備することによって、その水準に達する能力を有する者が、ひとしく能力発達を可能ならしめる高等教育を容易に受けうる条件整備を目指すものであり、かかる觀点から本件制度は採用されなければならない「権利実現」に資するという側面をも有しているとも評価しうる。してみると、本件合同選抜制度の採用にあたっては、県教委が学間格差是正の目的をその主要な要素として考慮したからといって、前記法条の許容する裁量権の範囲を逸脱したものとはいえず、告らの主張は失当である。(大分地判昭62・2・23判例一二三一―九六)

(大阪地判平12・2・17判時「七四一-101」)
判例 障害者支援【大阪市立自損養護学校廃校処分事件】
校の校長に具体的には教育環境整備義務違反はない。
は設けられなければならない。児童生徒等はその保護者がその選択に関与することを予定していると解される規定も存しない。特別支援学校を設置している市町村の区域内にその住所を有する児童及び生徒並びにその保護者は、当該市町村の設置する特定の特別支援学校において義務教育として行われる特別支援教育を受け又は受けさせる権利を有するものではないというべきである。(大阪地法平21・1・30判タ一三〇〇一-一一二)
判例 障害者支援【奈良県立市町肢体不自由中学校就学指定事件】
当該生徒が認定学者に該当するか否かの判断については、当該市町村の教育委員会による限度の裁量の余地が認められるものの、当該生徒及び保護者の意向、当該市町村の設置する中学校の施設や設備の整備状況、指導面で専門性の高い教員が配置されているか否か、該当する障害の内容、程度等に応じた安全上の配慮や適切な指導の必要性の有無、程度などを総合考慮した上、当該生徒を当該市町村の設置する中学校に就学させることができ、障害のある生徒等一人一人の教育目標のニーズに応じた適切な指導を実施するという教育目標から相当といたいが否か慎重に検討しなければならぬらず、その判断が、事実に対する評価が合理性を欠くなど著しく妥当性を欠き、特別支援教育の理念を没却するような場合には、その裁量権を逸脱又は濫用したものとして法的であるといふべきである。(奈良地判平21・6・26判例地方自治三二八一二)
解説 本条は、教育の機会均等を定める。一項・三項は旧三条一項・二項を引き継いでいるが、二項は新設規定である。本条は、憲法一四条(法の下の平等)と二六条(教育を受ける権利)を具体化したものである。一項は、すべての人を法的に均等に取り扱うという形式の平等を意味しており、二項(障害者の支援)および三項(経済的修學困難者等)は、社会的弱者に対するより厚く保護を与えるという實質的平等の表現を定めたものと解される。
重要な解釈上の論点として、一項前段の「ひとしく、その能力に応じた」との意味は何か、がある。これ

由にイラン人の入学を拒否する場合には、難民であることなど国籍だけではない他の事情が認められなければならない。その事情を理由として不合理的差別としたことになる。(東京地判平23・12・19判例集不登載)

判例 信条による差別昭和女子大事件(第一審)私立大学の独自の校風や教育方針は尊重されねばならぬが、憲法の定める教育の自由や教育基本法の信条による差別禁止の原則も遵守しなければならぬ。思想・信条によって差別待遇することは許されない。現実に学内の教育環境が乱されたり、学生の本分にもとる具体的行為が行われない限り、学生の教育を受ける権利を奪うこととは許されない。(東京地判昭38・10判時三五三)

11・19判時四九一(三)

信条による差別昭和女子大事件(上告審)私立大学において、その建学の精神に基づく校風と教育方針に照らし、学生が政治的目的の署名運動に参加し又は政治的活動を目的とする学外団体に入ることを放任することは教育の好ましくないとする見地から、学則等により、学生の署名運動について事前に学校当局に届け出るべきこと及び学生の学外団体加入について学校当局の許可を受けるべきことを定めてこれをもとに学生の政治的活動の自由に対する不合理な規制といふことはできない。(最判昭49・7・19判時七四九)

第二章 教育の実施に関する基本

第五条 国民

るところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
3 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要な基本的な資質を養うことの目的として行われるものとする。
わられるものとする。
国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び

する説（憲法學説）と、子どもの能力発達の仕方に応じた（癡達の要求、必要に応じた）教育を保障されるとする説（教育法學説）とが対立している。一項後段の六段式論述由は憲法（第六項類似）が対立していいる。この後異なるのは、本条は私立学校にも直接適用されることが、と、「經濟的地位」を列挙していることである。なお、子どもの権利条約二条は、憲法一四条や本条が定めていない「国民的出身」「障害者」による差別禁止を規定している。

障害者支援に関する規定（二項）が設けられたことは意義深く、ただし、本条を具体化した「特別支援教育」（学教七二条以下）が、分離教育を正当化するものであつてはならず、障害者権利条約を掲げるインクルージョン教育を推進することが求められている。そん時際、①「障害」を理由とする差別については、「能効力を理由とする区別と異なり厳格な審査をすべき」と（憲法）四条列挙事項と同様の性質を有すること）、②本人・保護者の意見に的確に尊重すべきことを、教施令「八条の二」）が踏まえられる必要がある。三項は、経済的修学困難者の奨学を定めるが、この規定の具體化として、市町村による就学援助（学教一九条）や、就学奨励法、学校保健安全法、学校給食法日本スポーツ振興センター法における学の補助規定がある。生活保護法の教育扶助も本条に関連する。

（最判昭63.7.15判時一二八七一六五）
例 年齢による差別〔群馬大学事件〕 大学は医師とて活躍するには、年齢に加えて、臨床研修の時間も含め卒業後二〇年くらいの経験が必要であることを考慮するように入学試験応募者に説明して、が、このような点を考慮することは合理性があり受験者を合理的な理由なく単に年齢によって差別することはならない。以上のとおり、本件に於ける原告が年齢により差別されたことが明白であるとは認められず、大学が合否判定の権限を脱落、濫用したとはいえない。（東京高判平19.3.29判時一九七九一七〇）

判例 経営的地位による差別〔学生賃貸借訴訟事件〕 保護法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とするべき資産には当たらないというべきである。生活保護は扶助として保護の対象とされるいるが（同法第一項二号）、三条、高等学校修学に要する費用は保護の対象とはされていない。しかし、近時においてはほとんどの者が高等学校に進學する状況であり、高等学校に進學することが自立のために有用であるとも学校に進學されるところであつて、生活保護の実務におけるいわゆる「世帯内修学」を認める運用がされようになつてきているというのであるから、被保護世帯において、最低限度の生活を維持しつつ、子弟の高等学校修学のための費用を蓄える努力をすることは同法の趣旨目的に反するものではないといふべきである。（最判平16.3.16判時一八四五一六五）

通知 障害のある児童・生徒の就学について〔認定就学手続の認定に当たつての留意事項〕 今回改正された学校教育法施行令により、市町村の教育委員会は、就学基準に該当する障害のある者を認定就学者として小学校又は中学校で就学させることができることとなる。この者について小学校又は中学校において適切な教育を受けられることができる特別の事情が認められるかどうかについては以下に留意して適切に判断する必要があること。障害に対応した学校の施設や設備が整備されていること、指導面で専門性の高い教員が配置されていること等就学のための環境が適切に整備されてい

4 相互の協力の下、その実施に責任を負う。
国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

*①義務教育(憲二六2、社會權規約一三2、兒童權利公約)

五〇、(六三)、義務教育の期間(学教一六)、就学義務
 (学教一六・一七・一三八・一四四、児福四八)、就
 義務の免除者・免除(学教一八、少年院四・五)
 一四、構造改革特区(二三)、使用者の義務(学教一
 ○・一四五)、②教育の目的(二)、義務教育の目

- (学教二)、國家・社会の形成者の育成(一・一、四、
学教五)、(3)教育の機会均等(四・一、二、六、七)
教行の二)、教育費負担一、学生支援三、一定通
き振一、過疎地域自立促進特別措置法一)、教育水準
の維持向上(一六二、地教行一)、国と地方公共事

答申　新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興のための方針（案）

（一） 地方公共団体の設置義務（学教三八・四九・ハ）

（二） 税務教育の無償（六四、憲二六、社会保険規約一二三、一四、児童福利二八一、教育費負担）

（三） 授業料の不徴収（学教六、教科書の無償（教科書無償置三・五））

本計画の取り方について
義務教育に関する、制度の変化に対する対応し、義務教育制度の充実を図る。
できる限り弹性的なものにすべきと想定した。(ii) 確立した個人差に対応した彈力的な制度、(iii) 学校区分について、小学校六年間の課程の短縮による分割や幼小、小中、中高等各学校種間の多様な連結が可能となるような組合、
保護者の学年選択、教育選択などの仕組み、などについて様々な嘗試がなされた。
これらの方針については、法制上、学校教育法等において具体的に規定されている就学年齢、学校区分、就学指定等に関する事項であるので、今後、開
係分科会等において検討し、実現可能なものについて検討する。
学校教育法等の改正などにより対応することが適当である。(平15.3.3「中央教育監視会」)

裁判 情報公開「枚方市全国学力調査非公開決定事件」

学校別調査結果である本件情報については、文部科学省が参加主体（各都道府県教育委員会及び市町村教育委員会）に対する公表を要しないよう求めめており、枚方市教育委員会も実施要領の内容を前提として本件調査に参画したるものであることに加えて、上記のような態様で学校別調査結果を公することについては、学力の特定の一部分についての調査結果のみに基づいた序列化や過度な競争が発生する等の様々な弊害の発生が危惧され、より、教育現場の反対も根強いため、本件情報は非公開としなければ、全国学力調査につき他の参加主体の協力が得られなくなるおそれがあるほか、過度な競争の結果として全国学力調査の結果に児童生徒の学習状況が正確に反映されない事態が生ずるおそれがあり、これらのおそれには十分に根拠のあるものということができるところ、これらのおそれが現実化した場合には、国（文部科学省）は、同調査を通じて、全国の児童生徒の学力、学習状況を漏れなくかつ、正確に把握することのができなくなり、その結果、児童生徒の学力、学習状況の分析に基づいて教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることが不可能しないし著しく困難となり、また、各地方公共団体（教育委員会）においても、国（文部科学省）から提供を受けていた調査結果に基づいて全国的な状況の関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握してその改善を図ることが不可能ないし著しく困難となつて、同調査の目的的の達成に支障が生じるとどまらず、同調査を実施する意義そのものを失つることになりかねないから、学校別調査を行わないものとして個々の学校名を明らかにした公表をやむを得ないものとすること、は同調査を適切に遂行し、もってその目的を達成すること上で、必要不可欠なものであり、かつ、教育基本法による定める義務教育の理念等にも沿う合理的なものといふべきである。

判例 捜査料の不徴収「義務教育用教科書費国庫負担請求事件」憲法二六条二項の義務教育無償の規定は義務教育における授業料不徴収の意味で解するののが当然であり、教科書、学用品その他教育に必要な費用まで無償にすべく定めたものではない。(最大判昭39・2・26判時三六三一九)
解説 本条は、憲法二六条二項を受けて義務教育についても負担するべきである。

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、國、地方公共団体及び法律に定める法人のものが、これを設置することができる。
前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この

備註を採用

定める
ている

学校は、公の性質を

を有するもの

関係事項の実施について」(昭和四〇年一二月二八日付文初時六四四号)の記4は、学校教育法第一條に規定する初等中等教育の規定期の教育課程に関するもので、学校に在籍する在日韓国人に対するもので、韓国語や韓国文化等の学習の機会を提供することを制約するものではないこと。2 留學案内 市町村の教育委員会においては、公的の義務教育諸学校への入学を希望する在日韓国人がその機会を受けることのないよう、学校教育法施行令第五条第一項の就学年齢に相当する年齢の在日韓国人の保護者に対し、入学に関する事項を記載した案内を発給すること。3 在日韓国人に対する日本国籍を有しない者についても、上記1及び2の内容に準じた取扱いとすること。(平3)

1・30 文初高九初中局長(例)
外国人の就学義務(京都府立中学校外籍生徒退学処理の事件) 憲法に従つて、教育によって普遍的問題や歴史の問題を考えれば明らかのように、わが民族固有の教育内容を排除することができないのであるが、かかる学校教育の特色、国籍や民族の違いを無視して、わが國に在留する外国籍の子ども(の保護者)に対して、一律にわが國の民族固有の教育内容を含む教育を受けさせる義務を課して、わが國の教育を押し付けることができないことは明らかである。就学させるべき義務論、その性質上、日本国民のみの課せられたものというべきであつて、日本国籍の子どもの保護者に対して課せられた義務といふことはできない。(大阪地判平20・9・26判時二〇二七一四二)

通知 通学区域制度の彈力的運用について 市町村教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合、学校教育法施行令の規定により就学予定者等の就学すべき小学校又は中学校を指定することとされています。その際、市町村教育委員会は、通常あらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定しています。この通学区域制度は、市町村に当つて配慮すべき事項については、昭和六年五月八日付け文初時第一九〇号「臨時教育審議会「教育改革」に関する第三次答申」についてをもつて通知したところありますが、このた

(第一次) 平成八年二月一日において、保育士の意向に対する十分な配慮や選択機会の拡大の重要性がなされた。学校選択の権力化に向けた取組などについて提唱されました。(平9.1.1.初小七小中局長)

通知 学校教育法施行規則の一部を改正する省令について、今回の改正の趣旨は、市町村教育委員会の判断により、いわゆる学校選択制を導入する場合には、学級編成法施行令第五条第二項に基づく就学校の指定の手続等の透明性を図る観点から、その要件及び手続を公表することとする。(平15.3.31文科初一三三〇初中局長)

通知 不登校への対応の在り方について(出席扱いの要件) (平15.5.16文科初一五五初中局長) ↓資料参照

通知 不登校児童生徒が家庭においてIT等を活用して学習活動を行った場合の指導要領における出欠の取扱いについて 不登校児童が自宅においてIT等を活用した学習活動を行うとき一定の要件を満たし、当該学習活動が学校への復帰に向けての取組であり、不登校児童の自立を助ける上で効果・適切である場合には、校長の判断によって、当該学習活動について、指導要領上出席扱いとすることができるとともに、当該学習活動の成果を指導要領に記載するなどして、評価に反映することもできる。(平17.7.6文科初四三七初中局長)

判例 普通教育を受けさせせる義務 母親が罰金八千円に処せられた事例。(岐阜家判昭和51.2.12判例集未登載)

判例 普通教育を受けさせる義務「就学権確認請求事件」 小学校の時期における教育が学齡児童の住所地の地域社会と家庭の下で行われるがその人間的な成長のための必要な取組として、前記の義務教育の機会均等の要請を具体化し実現するためのものである。(福岡高判平1.7.18タセ二一一三九)

判例 普通教育「神戸市立菅の台小学校の長欠児童進級処分事件」 小学校の各年の課程の修了の認定などについて、前記の義務教育の機会均等の要請を具体化し実現するためのものである。(福岡高判平1.7.18タセ二一一三九)

判例 捜索料の不徴収 義務教育用教科書費国庫負担請求事件

【第一三一】

憲法二六条二項の義務教育無償の規定は義務教育における授業料不徴収の意味と解するのが当然である。教科書費もその他の教育に必要な一切の費用まで無償にすべき定めたものではない。(最大判昭39・2・26判時三六三一九)

解説 本条は、憲法二六条二項を受けて義務教育についての規定である。(一) 四項は旧四条項・二項に対応しているが、二項・三項は新設規定である。旧四条一項は憲法二六条の義務教育の年限を「九年」と明示していない点に重要な意味があったが、この「九年」を本法から学教法一六条に移行させたため、本条一項は憲法二六条二項前段と同一の無意章規定期となってしまった。二項後段では、義務教育の彈力性(飛び級・早期就学)や延長論(幼稚園・高校)の反映といわれる。教上の論点としては、第一に、「国民」に外国人が含まれるかが問題となる。外国人には民族教育を受ける自由が保障されるため、憲法二六条二項および本条二項の「国民」には含まれず、就学義務はないと解するのが妥当である。第二に、「法律で定めるところにより」は、「法律」への委任を意味しており、八条とともに本法の準憲法的性格の根柢となる。第三に、「普通教育を受けさせる義務」については、(1)義務の名宛人(誰か)と(2)義務(学教一五条)と同じ意味か(家庭義務から育は認められるか)、(3)公立の学校選択制(義務教育の本質「公共財としての性格」に反しないか)、といい重要な争点がある。なお、「普通教育」とは、職業教育に対する義務的教育であり、すべての人間開発に必要とされる一般的・基礎的な教育を意味する。

二項の義務教育の目的規定は、「一条の教育目的規定」と学教法二一条の義務教育の目標規定を架橋している。三項の國と地方公共団体の役割分担規定は、一六条(教育行政)と同旨である。四項(旧四条二項)とほぼ同一)は、憲法二六条二項の義務教育無償の範囲はどこまできかつき、本条を憲法の確認規定とする授業料無償説(多數説)と憲法の例示規定と見る就学料必需費無償説(少数説)とが対立しているが、最高裁は授業料無償説

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、國、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

前項の学校によつては、該校の目標が達成されよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行わなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を當む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで學習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

*①法律に定める学校（九一・一四二、学教一）、公の性質（八九、私學一、社教一〇、学教三七）、学校の設置者（学教二、附則六、構造改革案二九二）、一三・二〇、社会権規約一三四、児童権利二九二）、地方公団体（地目一の三・二八・二八四、学教三九・一四〇、地教行三〇）、法律に定める法人（私學三、國立法人二、高專機構、地方独立行政法人六八二）、**（二）教育の目的**（一、学教二三・三〇、三〇）、**（三）規律の重視**（児童権利二八二、学教一・一二・二三・三五・四九、学教施規二六）、**（四）学習意欲の重視**（学教三〇二・四九・六二）

通知「児童の権利に関する条約」について 本案約一一二

条から「六条までの規定において、意見を表明する権利、表現の自由についての権利等の権利について定められているが、もとより学校においては、その教育的目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒等に対する指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること。校則は、児童生徒等のための一定のきまりであり、これは学校の責任と判断において決定されるべきものであること。なお、校則は、日々の教育指導に関わるものであり、児童生徒等の実態保護者の考え方、地域の実情等を踏まえ、より適切なものとなるよう引き続ぎ配慮すること。（平六・5・20 文初高 四九事務次官）

回答 児童懲戒権の限界について ①学校教育法第一條にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のもの

お、旧六十二条（教員）は九条に移行された。一項前段は、「法律の定める学校」とは、学敎法一条が定める教育施設には本条は適用されない。「公の性質とは、学校教育が社会の公共的課題を解決するために行われるものである」ということを意味し、公教育の非営利的性格を示している。一項後段は、学校教育の公共性・継続性・安定性を担保するために、学校の設置者を国、地方公共団体、法律に定める法人の三者に限定した。「法律に定める法人」には、(1)國立高等専門学校法人、(2)國立大学法人、(3)独立行政法人、(4)公立大学法人の四つがある。ただし、学敎法二条は、(2)(3)は国に、(4)は地方公共団体に含めて規定し、私立学校の設置者を学校法人に限定している。したがって、本法の「法律に定める法人」は、実質的には学校法人を指すといつてよい。

二項は、学校教育の基本的役割と、学校教育において重視されるべき事柄を定めているが、これらは各学校において心がけるべき教育方針といってよく、必ずしも法律に規定することにないものといえる。

なお、本条の「法律に定める学校」のうち、大学と幼稚園についてはその重要性・特殊性に独立した文が新設された（七条、二条）。また、本条の「法律に定める法人」が設置する学校、すなわち私立学校についても、その役割が増大している状況を受けて新たに規定（八条）が設けられた。

判例 刑事事件の内容とする憲法違反訴訟 すなはち これが該當することは「今までもないが、さらに(2)被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該當する。たとえば端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持せざるといふ(2)な懲戒は体罰の典型的な場合」と解せられなければならない。(昭和23年12月12日最高裁判所調査室発「八法務調査監視長官」問題行動を起す児童生徒に対する指導について) が右の(2)の意味の「体罰」に該當するかどうかは、機械的に判定することはできない。たとえば、同じ時間直立させることでは、教室内の対象と炎天下または屋外の対象では被罰者の身体に対する影響が全く違うからである。それ故に、当該児童の健康、精神的および時間的環境等、種々の条件を考え合わせて機械的苦痛の有無を判定しなければならない。(昭和23年12月12日最高裁判所調査室発「八法務調査監視長官」問題行動を起す児童生徒に対する指導について) 1912年2月5文科初一〇九年初中長) ↓資料編「公教育『学力テスト事件』」私事としての親の教育及びその延長としての私的施設による教育をもつて、これは近代社会における経済的、技術的、文化的発展と社会の複雑化に伴う教育要求の質的、及び量的增大に対応しきれなくなるに及んで、子どもの教育が社会における重要な共通の関心事となり、子どもの教育をいわば社会の公共的課題として公共の施設を通じて組織的かつ計画的に行なういわゆる公教育制度の発展をみるに至り、現代国家においては、子どもの教育を中心としてこのような公共施設としての国立の学校を中心として営まれるという状態になつてゐる。(最大判昭51・5・21判時八一四一三三) 判例 刑事事件の内容とする憲法違反訴訟 すなはち 本件は、教育の実現のため、生徒規律を規定する校則を定める包括的の権能を有するが、具体的に規律を規定する校則をいかなる程度、方法の規制を加えることが適切であるかは、それが教育上の措置に関するものであるだけに必ずしも画一的に決することはできず、実際に教育を担当する者は最終的には中学校長の専門的、技術的な判断を要するべきものであり、その内容が著しく不合理でない限り、右校則は違法とはならない。(熊本地裁判昭60・11・13判時一七四一八八) 刑事事件の内容とする憲法違反訴訟 すなはち 校則修徳高校バーマ校則自主退学事件 運転免許の取得につき、一定の時期以降で、かつ、学校に届

判例 理事会と教授会甲南学園事件 大学の人事に関する事項に關する大學の自治権は、寄付行為の定めることによる業務決定機関である理事會に委ねられるものであつて教授會にはその権限がない、學問の自由は各教員に保障されているとはいへ、そのことを根拠に、當然に、教員の解雇については教授會の解任決定が必要かつ有効要件であり、この決定が理學の前記委任免権限を範囲外するに至ることはできない。(大阪高判平10.11.26判決七五七一五九)

判例 学納金返還 一般に、四月一日には、学生が特定の大学に入學することが客觀的にも高い蓋然性をもつて予測されるものとすべきである。そうすると、在学契約の解除の意思表示がその前日である三月三十一日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであつて、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が納付よりも後に行なった場合には、原則として、学生が納付した授業料等及び諸会費等は、それが初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、大学に生ずべき平均的な損害を超えず、不返還特約はすべて有効となるといふべきである。これに対して、学生が大学に入学にしある地位を取得する対価の性質を有する学金については、その納付をもつて学生は上記地位を取得するものであるから、その後に在学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負う理由はないというべきである。(最高判平18.11.27判時一九五八一―二五)

判例 スポーツ推薦入試「大阪經濟大学不合格事件」スポーツ推薦入試の受験生に対して、その合格の可能性について不十分な説明をして、誤情報を探供する等して誤解を与えることは、受験生の大學選択の判断に重大な影響を及ぼすそれがあるから、大学には受験生に対する説明及び情報提供に際して、慎重な行動が要請される。(大阪高判平16.10.14判時一八九〇一五)

四 **解説** 本条は、大學に關する新設規定である。憲法二三三条（學問の自由・大學の自治）を具體化し、學教法との審議が必須の一環である。(福岡地判平4.9.9 労判六一六一七三)

判例
判例 体罰(東京久留米市中央小学校体罰事件) 戦後五〇年を経過するという中、学校教育の現場として体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような根拠、消極的な体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることが多いべきである。教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させ解決を困難にするとともに、これによって、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対する暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることとなる。(東京地判平8・9・17判タ九一九一八二)

効果等を総合勘案して決すべきものと解されるのである。國又は公共團体が人事、組織・予算等についての権限は、必ずしも支配していくことまでをも含むとする趣旨ではある。しかし、それよりも輕度の法的規制を受けていることを多く、それで足りず、私立学校について言えば、教育基本法、学校教育法、私学法等の教育関係法規による前認定の制度の法的規制を受けている場合には公の、およそ私立学校に対する公的助成が戴法八・九条後段に違反するとの主張は、採用することができない。(千葉地判昭61・5・28判時一二一六一五七)

(例) 助成「幼兒教育費公山出事件」 憲法ハ九条の「公の支配的的な方法は、當該事業の運営存立に影響を及ぼすことによつて、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを正しくする途が確保され、公の財産が無費されることを防止することをもつて足らるるもの」といふべき、事業内容の運営形態等諸般の事情によつて異なり、必ずしも当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与するのを要するものではないので本件幼兒教室は公の支配に属する。(東京高判平2・1・29判時一三五判)

（一四七） 本条は、私立学校に関する新設規定である。私学法一条は、自主性の重視と公共性の高揚を基本理念とするが、当該教育事業の運営存立に影響を及ぼすことによつて、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを正しくする途が確保され、公の財産が無費されることを防

四

（四）「支配」の意味は、國又は地方公共團體等の公の權力により、右事業が公の利益に治らない場合に於てはこれを是正しうる事が確保され、公の財産が無費されることを防止しうることをもつて足るものといふべきである。

右の支配の具体的な方法は、當該事業の目的、事業内容、運営形態等諸般の事情によつて異なり、必ずしも、當該事業の人事、予算等に公權力が直接的に関与するものではないので本件幼稚教室は公の支配に属する。（東京高判平2・1・29判時一三五八）

（一四七）

（五）本条は、私立学校に関する新設規定である。私學は、主として育児、教育の両面から見ると、單なる

第九条(教員)

生徒をいかに調整するか、が私学に関する本質的課題である。本条は、国・地方公共団体に私学「助成」の努力義務を課している。設置者負担主義（学教五条）に基づく私学の経費は、学校法人が負担するのが原則である。学校教育における私学の役割はきわめて大きい。人件費・学校設備費等は莫大な財政負担を伴うた実際上の必要から助成が求められる。ただし、八九条後段は「公の助成」に属しない教育事業に対する公金支出を禁止しているため、私学助成の合憲性は大きな争点となってきた。多数説は、①学教法（四条）、②八条・三条条・三四四条等）・私学法（二五条以下）の規制に服していること（「公の性質」の要件）と解している。また、憲法八九条前段の宗教团体への公金支出の禁止との関係で、宗教系私学への助成が憲法ではないかという論点もある。これについては、憲法による教科分离に関する目的効果基準に則り合憲性を判断すべきであり、違憲となるケースもあり得ると述べてある。

2

(教員) 二三の老交の教員は、相手の素高に便

九、五の二、五六、五七、教特三、一、一五、地
教行三(五)、待遇の適正(三七、一六、教員の地位
勧告、地公一四、二六の三、四一四八、五二
一五六、地教行四二、教特一三、人材確保、教職給
与、労基、雇用均等、地方公務員育兒休業、育児介
護、養成(免許三、四、五、免許法特例法)、研修
(教特二一一二八、地公三九、地教行二三、四五、四
八二、五八二、学生支援一三、社教九の六、生涯学習
八三、勤務評定(地公四〇、地教行四六)
通知 指導が不適切な教員(地教行法四七条の二第一項
一号「児童又は生徒に対する指導が不適切であるこ
と」について「児童又は生徒に対する指導が不適
切であること」に該当する場合には、様式(略)があ
り得るが、具体的な例としては、①教科に関する専門的
知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に
行うことができない場合(教える内容に誤りが多くあ
ったり、児童生徒の質問に正確に答えることができ
ない等)、②指導方法が不適切であるため、学習内容を
適切に行うことができない場合(ほどんど授業内容を
板書するだけで、児童生徒の質問を受け付けない等)、
③児童生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経
営や生徒指導を適切に行うことができない場合(児童
生徒の意見を全く聞かず、対話もしないなど、児童生
徒とのコミュニケーションをとらない等)。

島、八条
(私立学校)

大學に関する規定（九章・八十三条以下）に架橋していく。六条は、規定の種類について学教法に委託しているが、本条は例外的に大学の重要性・特殊性を考慮して独立条文を設けたものとされる。一項の「大學の目的規定」は、学教法八三条とはほぼ同旨である。「社會發展への寄与」は本条で追加された表現である。二項の「大學の特性」としては、①は自らの自律性・自律律性、②教育と研究の一体性、③国際性の三点が指摘されているが、とくに重要なのが①である。憲法二三条は、とくに大學における學問の自由を保障しており、そのコロラリーとしての「大學の自治」の保障を含んでいる。大學の自治の内容には、人事の自治・施設・予算管理の自治がある。予算管理の自治の三つがある。本条が、憲法二三条を受け、「自主性・自律性の尊重」を明示し、大學の教育・研究に対する國家権力の介入を実定法上禁止した点には大きな意義があるといつてよい。

今日的問題視点として、二〇〇四年国立大學の法人化により、①役員会・経営協議会・学長選考委員会への外者の参画が図られた結果、教授会が弱体化し、大學の自治が形骸化していること、②文科系の国立大学法・人評価委員会による評議の自由が資源配分に反映するため、財政誘導を通じて学問の自由が侵辱される恐れがあることを指摘できる。私立大学については、学教法第六条が理事会の最高意思決定機関性を定める方・学教法九十三条は教授会の重要な事項審議権を規定しているため、両者の人事権限をめぐり多くの紛争が生じていることが問題となる。

第ノ条

私立学校（学教二、私学、私學助成、私學事業團）、私學の設置（学教一、附則六、私学三、構造改革特区一二、一二、二〇、社会施設規約一三四、児童権利二、九二）、行政（学教四、四五、四九、六二、九八、私学四、地政行）（四、五の二）、公の性質（六一、憲八九、私学一、社教一）、私学の重要な役割（私学助成一）、私学の自主性（私学一、三六）、私學助成、

私立士佐高校進学拒否事件 中高一貫教育を廻
傍倚していく立場においても、それは主として教育内容
に関するものであつて、中学校・高等学校は、
貫教育法上別個のものであるから、一貫教育体制をとる
ことから直ちに一貫教育期間全体についての在学契約が
締結されると考えることはできず、士佐高校について
士佐高校と在学契約が締結されたといふためには、在学契約
において、その旨明示するか、あるいは士佐高校に
いても併せて契約を締結したと評価すべき特段の事
があることが必要である。(高知地判平6.11.28)
時五一四一一二一)
助成[私立高校生過学費返還請求事件] ①憲法
六条は、無償制の義務教育制度の設置はこれを明確
義務づけているけれども(二項)、義務制とされな

三

力してほしい。(昭58・6・16文部省訓令第1号)」とある。この規定は、昭和女子大学事件の憲法一九条第一項の規定を基にした規定である。この規定によると、団体等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、國又は公共團体の統治行動に対する個人の基本的な自由と等を保障することを目的とした規定である。専ら又は公共團体と個人との関係を規律するものであつて、私人相互間の関係について当然に適用しない類推適用がされたものでないことは、当裁判所大法廷判例(〔昭42年12月12日・13日〕裁賛體事件)の示すところである。たゞがつて、その趣旨に従えれば、私立学校の學則の規則としての性質をもつ生活規範の規定について直接地地ではない。(最判昭49・7・19判時七四九一)

立法院學生の地位

小中一貫教育がなされている私立學校生徒においては、立法院から他の立保全反対などを認めず、これを拒否された生徒の立場から立法院の立場を守らねばならぬ事態

四生

い段階における教育条件の整備の内容について明確に規定しておらず(教基法二条の規定もいままだこれ具体的に定めてないといふべき)。抽象的に規定するにとどまつて、その具体的な対象は、その時代から文化社会の発展の程度、教育に対する社会的関心、熱意その他の諸状況によつて変動しうるものであつたのであるが、その要選の程度は自由的基本権のそれと比べてはるかに大である。(2)しかも、教育を受ける権利は、原則として国家の不作為を要求する自由的基本権と異なり、国民全体又は国民のかなりの部分を対象とするためには積極的の闘争を要求する性格上、これを実現するためには莫大な計算を必要とするのである。そこで、他の諸施策における予算の配分、必要な場合にあつては新たな財源の確保等他の諸政策との調和を図りつつ総合的かつ長期的展望に立った国会や内閣の政治的専門部の戦略は不可避である。(3)高校教育にかかる教育諸条件の整備のため本会議の代表者によつて構成される国会の審議の場で決定、実現されるべきものであることはもちろんであるけれども、後記認定のきまり国民のうち多數の者が現にその子女を高校に進学させ、又は将来進学させるはずであつて、ごく少數の者の自由的基本権が問題となる場合は異なり、高校教育の充実を求める国民は、その意思を選舉、請願の手段を通じて政策決定の場に大きく反映させることが可能である。

重い」、「自分の立派な教育をうながす」などと書かれてゐる。児童の権利を保障するための教育の自由の明文規定をもつてないのが、多數説は憲法二三条により保障されていると解している。本条では、「家庭教育の自主性の尊重」を定め、親の教育の自由を肯定法上明示した点に大きな意義を見出しえどすことはできよう。次に、「家庭教育の支援」についても、子どもの権利条約「八条三項・三項が」の父母に対する援助を定めていることに呼応しているとみられる。ただし、経済的援助や子育て施設の整備に言及していない点は条約に劣る。なお、八条(私立学校)、二一条(幼稚教育)、二二条(社会自治体)においては、国・自治体による「振興」が規定されているのに對し、本条が「支援」としているのは、とくに家庭の自主性に配慮したことによるとする。

第一條 幼兒期の教育

第一一 案 幼兒期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにからんが、國及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によつて、その振興に努めなければならぬ。

*
幼児教育・保育(児童権利一八三、女子差別撤廃一一二、I-L家庭的責任平五等条約五、学年規則二一二一)

児福二四、三九、認定子ども園、構造改革特区一三、二〇、
二二、**教育基準五、幼稚園教育要領、保育所保育指針、**
国・地方公共団体の任務(二〇)、一六、一七、憲二
五・二六、**学教二四、児福二・二一の八一二の二**
七・五六の七一五六の九 次世代育成支援対策推進)

（備考）幼稚園及び保育所の施設の充用等に關する補助金について
（1）幼稚園及び保育所について「保育上支障のない限り、その施設及び設備を所外に於て相互に共用することができる」。
（2）共用化された施設について必要とする基準は、原則として幼稚園及び保育所の各々の面積により算定される。
（3）幼稚園と保育所が共用化される際の施設における職員の数については、それぞれ幼稚園設置基準によるものとする。ただし、この方法によることが適切でないと認められる場合には実情に即した方法により算定するものとする。
（4）幼稚園及び保育所に備えられてるる園具・教具・用具について、幼稚園及び保育所は相互に使用されることができる。
（5）幼稚園及び保育所が共用化される施設においては、教育・保育内容に関する施設を実施するよう努める。（平17.5.13文科初二年六二初中中局長・雇児発〇五一三〇〇三層用均等・児童家庭課通知）

（備考）幼稚教育振興プログラムについて
（1）幼稚園については、入園を希望するすべての満三歳児～五歳児の就園を目標に引き続き整備を進めつつ、以下の視点に立って施策の展開を図る。
（2）幼稚園教育の展開に於ける「幼児一人一人の発達に応じ、主体的な活動としての遊びを通して総合的な指導を行い、「生きる力」の基礎や小学校以降の学校教育全体の生活及び学習の基盤を培う」という基本に立てて、教育活動及び教育環境の充実を図る。
（3）幼稚園の運営の強力化を図り、地域の基本を生かす中で幼稚園運営の強化を図る。
（4）幼稚園と保育所は、各々の役割を有するとともに、双方とも小学校就学前の幼児を対象としていることを踏まえつゝ、両施設の連携を一層推進する。（平13.3.29文科初五年九一初中局長）

（備考）〔徳島県藍住町立幼稚園障害児就園不許可事件〕
子どもには、一人の個人又は市民として成長、発達

権利が憲法上保護されおり、子どもに対する教育の制度や条件を整備することは国家の重要な責務であるというべきである。子どもにとって、幼児期は、その健康かつ安全な生活のために必要な習慣を身につけたり、自立的な精神を育んだり、集団生活を経験することによって社会生活していく上で、その素養を身につけたりするなどの重要な時期であり、幼稚園教育は、義務教育や普通教育ではないものの、幼児期の心身の発達のために必要な教育として位置づけられるべきもの、ということができる。そうだとすれば、地方公共団体としては、児童の保護者から公立幼稚園への入園の申請があった場合には、これを拒否する合理的な理由がない限り、同申請を許可すべきであり、保育所を通ずる障害のない児童と身体的・精神的状態及び発育の点で同視することができ、保育所での保育が可能な場合であるにもかかわらず、処分行政手続が、児童福祉法二四条一項ただし文にいう「やむを得ない事由」がある場合、当該児童に対し、保育所における保育を承諾しなかつた場合には、そのような不承諾处分は、考慮すべき事項を適切に考慮しなかつたという点において、処分行政の裁量の範囲を超える、又は裁量権を濫用したものというべきであつて、違法であると言つて解するのが相当である。(東京地判平18年5月判時一九五六一一二六)

解題

本条は、幼児期の教育に関する新設規定である。新設の理由としては、①「認定こども園」(二〇〇六年一月)制度等、すでに進行している幼稚園と保育所の連携の推進の必要性、②今後の義務教育の強化力あるをめざした幼稚園と小学校との連携の必要性が指摘される。国や地方公共団体の振興等の努力義務については、具体的には、幼稚園教育要領の改訂、幼稚園就園奨励費補助、私立幼稚園の経常費補助、家庭教育支援総合推進事業、放課後子どもアランの実施等が挙げられる。これらは、具体的には、幼稚園教育要領の改訂、幼稚園就園奨励費補助、私立幼稚園の経常費補助、家庭教育支援総合推進事業、放課後子どもアランの実施等が挙げられている。本法改正後、二〇〇七年学教法改正において

が期待される場合においては、子の対外的言動は監護、養育を行つべき親に対する評価の基礎となる親の個人情報といふべき側面をも有するものであり、また、子の交友関係等は、本来的には子の判断に委ねられつつも、なお監護、養育権者としても当然に認識しておくべき事項といふべきであり、また、子の固有の情報であつても、子の死亡によつて当然にその個人情報が消滅するものと解すべきではなく、人情報が当該家族共同体の社会的評価の基礎資料となるものほどより、家族共同体の一員として関心を持ち、その情報を管理することが社会通念上も当然と認められる情報については、家族共同体構成員の固有情報と同視することができる場合がある。(東京地判平9・5・9判時一六二三一九七)

判例
親の教育の自由(埼玉県立上尾南高校内申書事件)
少なくとも子が自己の情報公開請求権行使するかどうかを判断しうる年齢に達した場合には、未成年である情報を独自の権利として公開請求できると解することは、子のプライバシーを輕視するものであつて許されない。(補和地判平9・8・18判タ九六二一一〇)

判例
学校選択権(大分県立高校同様選抜条件)・公立学校間における学校選択の自由(保障された性質)
であるとしても、公立学校の本来の設立目的や性質(教育の機会均等の実現)からして、そこに学校選択の自由がある程度の制約を受けることは承認されなければならない。学校教育の歴史は、学校選択の自由と教育の機会均等という二つの理念をその根底に有するのである。それを両輪として実践してきたものである。今日のように進学率が高くなり、教育施設数も増えた中等教育の状況下で、公立高等学校間における学校選択の自由に重心を傾けると、所謂「有名校」に希望が集中し、学校格間差が拡大されるとともに、受験勉強が過熱し、特に希望校に入学できなかつた者がが陥没校となつたり、陥没校の生徒等が強い劣等感を抱くなど、教育実践上大きな障害要因を生じさせ、公立学校を重ねたすえ、高校生としての人格形成にも、かつま

本件合同選抜制度が、学校選択の自由の違法不当制限にあることはいえず、原告らの主張は理由がない。
判例 学校選択権「江戸川区論語教育選択事件」
訴人らが、学校選択の際に考慮した事項が事後的に変更された場合には、学校選択の自由は実質的に無意味なものとなるから、被控訴人が、控訴人らの子である生徒が江戸川区に入學後に控訴人らが子の入学する学校として江戸川区を選択した際に考慮した事項を変更した場合には、これについて正当な事由があるとの特段の事情がある場合を除き、控訴人らの学校選択の自由を違法に侵害するものとして、被控訴人は、不法行為が成立する。(東京高判平19・10・31判時二〇〇九一九〇)
判例 学校選択権「江戸川区論語教育廃止変更事件」
学校による生徒募集集の際に説明、宣伝された教育内容等の一部が変更され、これが実施されなくなつたことが、親の期待・信頼を損なう違法なものとして不法行為を構成するもの、当該教育内容等の位置付け、当該変更の程度、当該変更の必要性、合理性等の事情に照らし、当該変更が、学校設置者や教師による記のような裁量が認められることを考慮してもなお、社会通念上是認することができないものと認められる場合に限られる。(最判平21・12・10判時二七一四五)
判例 学級選択権「大阪市立墨江北小学校不登校事件」
親の教育の自由については、主として家庭教育にとどまり、学校等の選択に関する自由を有するにとどまるものであるところ、特殊学級に入級させるか否かの判断は、ある種の教育的、心理学的、生物学的見地からの専門的判断をするから、親には、子弟が特殊学級に入級させるか否かを選択する自由まではないと解するものが相当であり、小学校長が、この教育環境整備義務を懈怠した場合、子どもの教育を受ける権利を侵害することはあっても、親の教育の自由を侵害することはない。(大阪地判平12・2・27判時一七四一〇)
解説 家庭教育に関する新設規定である。旧第七条第一項は、「家庭教育」を「社会教育」の一部として位置づけていたが、改正法では、「社会教育規定（一二条）とは別に家庭教育に関する独立規定を設けた。一項は、保護

て、幼稚園関連では、①学校種の規定順を幼稚園から始めること（第三章）、②目的に「義務教育の基礎を培う」ことを加えたこと（二十二条）、③目標に「規範意識の芽生え」の養成を加えたこと（二十三条）、④保護者等に対する幼児教育支援の規定を設けたこと（二十四条）の四点の改正がなされた。また、二〇〇八年教育振興基本計画において、幼児教育の無償化の検討が明記された。政権交代後の二〇一〇年には、内閣府において子ども家庭省の設置や幼保・元化の実現が、幼稚園の存廃・再編も含め検討されている。

（社会教育）

第一二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報施設の提供その他の適当な方法によつて社会教育の振興に努めなければならない。

***（社会教育の定義）**（社教二）社会教育行政（一六・一七・社教三一八、文部科学省設置四、地教行三、生涯学習、スポーツ、音楽文化振興整備、子どもの読書活動推進、活字文化振興、人権教育啓発推進、環境教育）、社会教育関係員（社教九、二一九の六・二五一八）、社会教育関係団体（社教一〇一四）②図書館（社教九、図書館、地教行三〇、ユネスコ公共図書館宣言）、博物館（社教九、博物館、地教行三〇）、公民館（社教二〇一四二、地教行三〇、公民館設置運営基準）、情報の提供（学教二四・四三・一三、社教四三一四八、スポーツ、学校施設の確保に関する政令）、公の施設の利用（地自二四四、学習の機会（学教一〇七、社教五・四八一五七、生涯学習、社会通信教育規程）、情報の提供（学教二四・四三・一三、社教五、生涯学習三一、児福二二の一）、四八の（昭34・12・14文社社三二社会教育監督長）

関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該学校の設置者が委嘱することとしたこと。（平12・21文教地二四事務次官）

通知 学校運営協議会関係（①教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとし、その委嘱については、教育委員会が任命するものとしたこと。②当該学校の校長は、当該学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならぬこととしたこと。③当該職員は、当該職員の運営に関する事項に付いて、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができるとしたこと。④学校運営協議会は、当該学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対する意見を述べることができることとし、任命権者は、当該職員の運営に関する事項について、任命権者として意見を述べることができるとしたこと。（平15・6・24文科初四二九事務次官）

判例 「福岡県教育情報公開訴訟事件」 「福岡県情報公開条例」に基づき、同県内の各県立高校の中途退学者数・原級留置者数を記載した公文書の開示請求をして合理的とは言い難い等から本件文書は非公開事由にはならない。（名古屋地判平13・11・9判例地方自治二三〇一五二）

○ **解説** 本条は、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力をについての新設規定である。「地域住民その他の連携

（政治教育）

第一四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又は合理的とは言ひ難い等から本件文書は非公開事由にはならない。（名古屋地判平13・11・9判例地方自治二三〇一五二）

○ **解説** 本条は、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携

関係者」とは、地域に居住する人々のほか、地域の関係行政諸機関（児童相談所、警察署等）、地域に存在する企業、NPOなど、地域を構成するすべての関係者を指すとされる。第一に、学校と家庭の「役割と責任」について、は、知育と德育の別がどくに重要である。学校は主として知育を担当する機関であるから、授業の学習面については専門的判断を行う役割・責任においては、德育は家庭が課せられていくといえる。一方、德育に関しては家庭が中心的な役割・責任を有しているとみられるので、学校は子どもの価値形成については抑制的な対応をすることが求められる。とくに、愛國心教育や道徳教育について、子どもの思想・良心の培养を妨げるよう指導は許されない。第二に、学校と地域の「役割と責任」に関しては、主導者・納税者としての住民が学校に参加する意義が重視されなければならない。この趣旨は、学校の政治的中立を確保することにある。ここに規定されているのは教育活動の主体としての学校の活動についてであり、学校をはなれて「公民としての教員の行為についてではない。教員が学校教育活動の活動と考へられる。教員の個々の行為が同法八条二項に抵触するか否かは、具体的な事情を精査して大学以外では教育委員会において適切な判断がなされるべきである。たとえば特定政党の政治活動のため、教員が家庭訪問を行ない、それに学校教育活動の内容が含まれている場合は同法八条二項に抵触する。また教員が自校の生徒に対して特定政党のイデオロギーに基づく政治教育を行なう場合は通常は同法八条二項に抵触するが、他校の生徒を対象とする場合は、通常、設置者の定めるところとし、学校評議會を開くことができるとしたこと。また、学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができることとし、当該校の職員以外の者で教育に

通達 教育基本法第八条の解釈について 本法八条二項

の趣旨は、学校の政治的中立を確保することにある。ここに規定されているのは教育活動の主体としての学校の活動についてであり、学校をはなれて「公民としての教員の行為についてではない。教員が学校教育活動の活動と考へられる。教員の個々の行為が同法八条二項に抵触するか否かは、具体的な事情を精査して大学

以外では教育委員会において適切な判断がなされるべきである。

たとえば特定政党の政治活動のため、教員が家庭訪問を行ない、それに学校教育活動の内容が含まれている場合は同法八条二項に抵触する。また教員が

自校の生徒に対して特定政党のイデオロギーに基づく政治教育を行なう場合は通常は同法八条二項に抵触するが、他校の生徒を対象とする場合は、通常、設置者の定めるところとし、学校評議會を開くことができるとしたこと。また、学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べること

ができることとし、当該校の職員以外の者で教育に

の自主的主体的な相互学習、共同学習の精神が後退し、「要望」「要請」が重視され、地域での家庭教育学習や働く場所での社会教育は対象外とされ、学びの空間が縮減される危惧が生じたといえる。

二項では、旧七条二項の「図書館、博物館、公民館等の施設の設置」という文言が「図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置」に代わったが、この他の社会教育施設の設置について大きな変化は微細なようではあるが、その他の社会教育施設の「設置」が図書館、博物館、公民館と並んで施設の設置、学校の施設の利用に加えて「学習の機会資料を提供してその教養を高める」という目的とする

肉體的な育成を図るべき目標があり、教育する者は教育される者を教え導びいて計画的にその目標の達成を図る事業でなければ教育の事業といふことはできない。すなわち、教育される者についてその精神的又は教育する者を教え導びいて計画的にその目標の達成を図る事業でなければ教育の事業といふことはできない。

（単一人の知識を豊富にしたり、その関心を高めたりすることの目的とするだけの事業）は、「教育の事業」には該当しない。（昭32・2・22発八法制局第2部長）

判例「日教組教研集会京都府立労働会館使用承認取消事件」表現の自由なし集会の自由は、日本国憲法のとる民主主義の根幹をなし、民主主義社会を支える基础を失すものであつて、公権力はもとより他の個人又はその団体から憎まれ、著作物に対する独創的な評価や個人の著作物「新しい歴史・公民教科書の作成」を目的とする者が閲覧に供されている著作者が有する上記利益が法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当である。立図書館の図書館職員である公務員が図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作物又は著作物に対する独創的な評価や個人の著作物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益が法的保護に値する人格的利益を侵害するものとして國家賠償法上違法となるというべきである。（最判平17・7・14判時一九〇一九四）

判例「日教組教研集会京都府立労働会館使用承認取消事件」表現の自由なし集会の自由は、日本国憲法のとる民主主義の根幹をなし、民主主義社会を支える基礎を失すものであつて、公権力はもとより他の個人又はその団体から憎まれ、著作物に対する独創的な評価や個人の著作物「新しい歴史・公民教科書の作成」を目的とする者が閲覧に供されている著作者が有する上記利益が法的保護に値する人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである。（最判平17・7・14判時一九〇一九四）

判例「日教組教研集会京都府立労働会館使用承認取消事件」表現の自由なし集会の自由は、日本国憲法のとる民主主義の根幹をなし、民主主義社会を支える基礎を失すものであつて、公権力はもとより他の個人又はその団体から憎まれ、著作物に対する独創的な評価や個人の著作物「新しい歴史・公民教科書の作成」を目的とする者が閲覧に供されている著作者が有する上記利益が法的保護に値する人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるとい

る。これが公的保障の後退に通じるとすれば、「社会教育の振興」にはならず矛盾を含む規定となることに

なる。「社会教育の振興」を本来の趣旨に立つて解釈することが重要である。

また、旧七条二項は、旧二条の「教育の目的」の

実現に努めなければならない」として、「施設の設置」が縮減される危惧が生じたといえる。

二項では、旧七条二項の「図書館、博物館、公民館等の施設の設置」という文言が「図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置」に代わったが、この他の社会教育施設の「設置」が図書館、博物館、公民館と並んで施設の設置、学校の施設の利用に加えて「学習の機会

資料を提供してその教養を高める」という目的とする

肉體的な育成を図るべき目標があり、教育する者は教育

される者を教え導びいて計画的にその目標の達成を図る事業でなければ教育の事業といふことはできない。

（単一人の知識を豊富にしたり、その関心を高めたりすることの目的とするだけの事業）は、「教育の事業」には該当しない。（昭32・2・22発八法制局第2部長）

判例「市立桃山中・毛沢東讀解説・配布事件」教

員の教育内容に対し命め、監督することを避けるべき

であり、それは援助、助言ないし助成でなければなら

ない。校長が、教員の授業内容を無理で録音したこと

は、教育の自由を侵害する。授業は教員が其の職務

内容を根拠とする本件雇用は無効である。（東京地判

解説）本件は、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力をについての新設規定である。「地域住民その他の連携

の自主的主体的な相互学習、共同学習の精神が後退し、「要望」「要請」が重視され、地域での家庭教育学習や働く場所での社会教育は対象外とされ、学びの空間が縮減される危惧が生じたといえる。

二項では、旧七条二項の「図書館、博物館、公民館等の施設の設置」という文言が「図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置」に代わったが、この他の社会教育施設の「設置」が図書館、博物館、公民館と並んで施設の設置、学校の施設の利用に加えて「学習の機会

資料を提供してその教養を高める」という目的とする

肉體的な育成を図るべき目標があり、教育する者は教育

される者を教え導びいて計画的にその目標の達成を図る事業でなければ教育の事業といふことはできない。

（単一人の知識を豊富にしたり、その関心を高めたりすることの目的とするだけの事業）は、「教育の事業」には該当しない。（昭32・2・22発八法制局第2部長）

判例「市立桃山中・毛沢東讀解説・配布事件」教

員の教育内容に対し命め、監督することを避けるべき

であり、それは援助、助言ないし助成でなければなら

ない。校長が、教員の授業内容を無理で録音したこと

は、教育の自由を侵害する。授業は教員が其の職務

内容を根拠とする本件雇用は無効である。（東京地判

教養」が加えられた。この背景には、オウム真理教等

政治活動は、職務外の市民としての活動であれば、本

条に反しない。ただし、教育公務員特例法一八条によ

り、国家公務員法一〇二条、人事院規則四一七の政

治行為の禁止規定の適用を受ける。

(宗敎教育)

教のための宗教教育その他の宗教的活動をしてはなら

ない。

第一五条 教育に関する寛容の態度、宗教に関する一

般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教

育上尊重されなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗

教のための宗教教育その他の宗教的活動をしてはなら

ない。

*① ①不當な支配(社教一二、中立確保二)、教育の法律

が規定(憲二六)、国と地方公共団体の役割分担(五

二九・三委初二九三初中局長)

回 答 公立学校の校庭に招魂社を建設することは適法

か、これを学校構内に建設することは避けること。

(昭二八・十・二二維初四六八初中局長)

回 答 校地内に忠魂碑を建設することは、学校教育上

になるばかりでなく、それが宗教施設とみなされやす

い場合には、信教の自由や宗教分離を規定する憲法や

地方自治法の精神に反する結果になるとも考えられる

から、これを学校構内に建設することは避けること。

(昭二九・三委初二九三初中局長)

判 判例「日曜参観授業訴訟」公立小学校が日曜参観授業

を実施するにあたって、教会学校に参加する児童の出席を免除すると、公教育上の成績を阻害することにもなるので、欠席扱いにしても違法とはいえない。(東京地判昭六一・三・20判時一八五六六七)

判例「エホバの証人拒否事件」信仰上の理由によ

つて剣道実技の履修を拒否した。生徒に対する学校側の学

校の対応は、代替措置の申入れに対し、単位不認定

の理由および全体成績について勘案することなく退学

処分にした校長の措置は、裁量権の範囲を超える違法

なものである。(最判平八・三・8判時一五六四一三)

判例「県立高校「神棚」訴訟」県立高校の武道場

に棚を設置するため公金を支出したことにつき、当該

裁判所では、旧九条の規定に、一項の教育上尊重し

解釈が加えられた。この背景には、オウム真理教等

が影響を与えた。この背景には、オウム真理教等

おくことが必要である。各学校当局者は、講堂、教室その他施設を、授業時間以外に生徒団体の活動のために使用させるか否かを決定する権能を持つべきである。(2)生徒の宗教的団体は、教師を個人の資格において、顧問または会員として、その活動に参加することを請うてもよい。(昭二四・十・二十五文初庶一五二事務次官)

回 答 公立学校用地に招魂社を建設することは適法

か、これを学校構内に建設することは直接学校か

教育に關係のない恒久的施設を学校構内に設けること

になるばかりでなく、それが宗教施設とみなされやす

い場合には、信教の自由や宗教分離を規定する憲法や

地方自治法の精神に反する結果になるとも考えられる

から、これを学校構内に建設することは避けること。

(昭二八・十・二二維初四六八初中局長)

回 答 校地内に忠魂碑を建設することは、学校教育上

になるばかりでなく、それが宗教施設とみなされやす

い場合には、信教の自由や宗教分離を規定する憲法や

地方自治法の精神に反する結果になるとも考えられる

から、これを学校構内に建設することは避けること。

(昭二九・三委初二九三初中局長)

判 判例「日曜参観授業訴訟」公立小学校が日曜参観授業

を実施するにあたって、教会学校に参加する児童の出

席を免除すると、公教育上の成績を阻害することにもなるので、欠席扱いにしても違法とはいえない。(東京

地判昭六一・三・20判時一八五六六七)

判例「エホバの証人拒否事件」信仰上の理由によ

つて剣道実技の履修を拒否した。生徒に対する学校側の学

校の対応は、代替措置の申入れに対し、単位不認定

の理由および全体成績について勘案することなく退学

処分にした校長の措置は、裁量権の範囲を超える違法

なものである。(最判平八・三・8判時一五六四一三)

判例「県立高校「神棚」訴訟」県立高校の武道場

に棚を設置するため公金を支出したことにつき、当該

裁判所では、旧九条の規定に、一項の教育上尊重し

解釈が加えられた。この背景には、オウム真理教等

が影響を与えた。この背景には、オウム真理教等

向上を図るために、施設を総合的に策定

し、実施しなければならない。

地方公共団体は、その地域における教育の振興を

図るために、その実情に応じた教育に関する施策を策

定し、実施しなければならない。

国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に

実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければ

ならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第一六条 教育は、不当な支配に服することなく、こ

の法律及び他の法律の定めるところにより行われる

べきものであり、教育行政は、国と地方公共団体と

の適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適

正に行われなければならない。

二項の禁則は、当該の禁則は、その他の法律の機会均

等によるものである。

二項の禁則は、当該の禁則は、その他の法律の機会均

う「不当な支配」にあたる。(福岡地判平17・4・26)

〔判例集未登載〕

不當な支配(東京都君が代予防訴訟事件) 本件通達及びこれに關する被告都教委の一連の指導等は、入學式、卒業式等の式典における国旗掲揚(國歌齊唱の実施方法等、教職員に対する職務命令の発令等について、都立學校の各校長の裁量を許さず、これを強制するものと評価することができる。そうだとするとともに、都立學校の各校長の職務命令を介して、入學式、卒業式等の式典において國歌齊唱の際に起立てて國歌を音唱すること、ピアノ伴奏をすることを強制していくものと評価することができる。そうだとするとともに、本件通達及びこれに關する被告都教委の都立學校の各校長に対する一連の指導等は、教育の主権性を侵害するうえ、教職員に対し一方的な一定の理論や觀念を生徒に教えることを強制することに等しく、教育の目的のために必要かつ合理的と認められる大體的な基準を逸脱するとの説を免れないのである。したがつて、件通達及びこれに關する被告都教委の都立學校の各校長に対する一連の指導等は、教育基本法一〇条項所定の不當な支配に該当するものとして違法と解するものが相當である。(東京地判平18・9・21判時一九五二三四)

〔判例集未登載〕

不當な支配(都立高校「君が代」不起立教員戒罰事件) 確かに、教師の創意工夫の尊重等は、教育委員会による介入との關係においても考慮すべきである。各学校における教師の創意工夫の余地を全く奪うような細目的事項について、教育委員会が基準を設定したことは、教育を行わせるなどには、「不當な支配」に当たることがあつ得るといふべきである。しかしながら、國の教育行政機関が法律の授權に基づいて普通教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、各地方の実情に適応した教育を行わせる

き、現行教育法制における重要な基本原理となつてゐる教育に関する地方自治の原則を考慮しなければならないことから、その内容が必要かつ合理的であると認められるだけではなく、大綱的な基準にとどめられなければならないとするのに対し、地方公共団体の設置する教育委員会が当該地方公共団体内における教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、そのような考慮は不要であるといふべきである。むしろ、教育に關する地方自治の範囲内で、基準を定めて設置されているものであり、その自管を執行機能に基づき、國の教育行政機關との対比において、より細目にわたる事項についても、教師の創意工夫の余地を残しつつ、必要かつ合理的な範囲内で、基準を定めて設置されるべき具体的の指示を与えるなどすることが、必ずしも必要であれば具体的な命令を発することができると解すべきである。(東京高判平23・3・10判時)

二一三(六二) 校長の不当な支配

判例
校長は教職員の指揮監督のために教室を巡回し授業監査を參觀することができ、当該校長はこの点の権限を実行していくのであり、当然をもつて当該教員の授業を妨害し、教諭としての教授権または地位を侵害し、その名譽信用を傷つけたものとは認められない。(東京高判昭36・8・7教職員人事關係裁判例集二一六)

判例
小学校長が教諭に学級担任をさせなかつた校務分掌に関する措置は、校長の裁量権の範囲を逸脱したものとはいえず、不当な支配とはみられない。(名古屋地判平2・11・30判時一三八九一)
一五〇)

判例
学校法人事の不當な支配[私立黒高校事件]
認知方法を教育の場面において直ちに容認するときは、教育の自由の空氣は失われ、教員の授業における自由および自主性が損なわれることは否定できない。してみれば、申請人の授業内容も後述のとおりであるが、それはともかく右の如き手段によつて收集した申請人にこの点において前記教育基本法第一條第一項の「不当な支配」に該当し、右は公序良俗に反し、よくな被申請人の解雇の意思表示は権利の濫用として許されないものといわねばならない。(東京地判昭

が、「日本人としての自覚を養い、國を愛する心を育む」として、児童・生徒が将来、國際社会において貢献する、信頼される日本人として成長していくことを願う。国旗・國歌に対する正しい認識をもたらす尊重する態度を育むことが必要であり、また学校における入学式や卒業式は、学生生活に有意義な変化や折り目を持つ、厳謹かつ清潔な雰囲気の中で、國民の祝日などへの所属感を深める上でよい機会となるものである。これから学校行事式典において、国旗を掲揚し、國歌を唱やすることとして設けられていく前、既に認定調査では、「國民の祝日などにおいて儀式などを行ふ場合には児童・生徒に対してこれらの祝日などの意義を理解せるとともに、国旗を掲揚し、國歌を唱営させることとして定められた」が望ましい」と定められていたので、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、國歌を合唱するものとする」と改訂している。このように照らせば、同規定は法的拘束力を及ぼさない趣旨であると解すべきものである。そして、この定めは、大綱のすべきものである。そこで、「この定めに當たるものとは解されない」(東京高判平23.3.10判時二一三一六二)。

判例 教科書検定(教科書裁判第三次訴訟) 教科書検定における合否の判定 条件付合格の条件の付与等についての判断の過程に看過せしものと誤認がある場合には、裁量権の範囲を逸脱して違法となる。「七三・二部隊」に関する事柄を教科書に記述することが時期尚早として、全部削除する必要がある旨の修正意見を付したところは、判断の誤認である。(最判平5年8月29日判時一六二三―四九)

判例 教科書使用義務(伝習館高校事件)(上告審) 教科書検定における合否の判定 条件付合格の条件の付与等についての判断は正当として了認することができない。(最判平2年1月17日判時一三三七一三)

判例 「不当な支配」の解釈(学力テスト事件) 憲法における教育行政機関の命ずるところをそのまま実行する教育行政機関の行為がここに「不当な支配」となりえることは明らかであるが、上に述べたように、他の教育関係法律は教基法の規定及び同法の趣旨、目的に反しないように解釈されなければならぬのであるから、教育行政機関がこれらの法律を運用する場合においても、該当法律規定が一定に命じていることを執行する場合を除き、教基法第一〇条による「不当な支配」とならないよう配慮しなければならない拘束を受けているものと解されるのであり、その意味において、教基法第一〇一条は、いわゆる法令に基づく教育行政機関の行為にも適用があるものといわなければならない。(最大判昭51年5月21日判時八四一三三)

総合事項索引

はんれい

1. 法令名の略記は、法令略称表（うら見返し）によった。施行令、施行規則はそれぞれ「施令」、「施規」であらわした。
2. 1, 2, 3…は条、①, ②, ③…は項、(1), (2), (3)…は号を示す。
3. 「→×××」はこの索引の項目×××で検索できることを示す。

2013年2月15日 第1刷発行



発行所	三省堂	編者	解説教育六法編修委員会
発行者	株式会社三省堂	印刷者	三省堂印刷株式会社
(製版)	凸版印刷株式会社	編集	北口克彦
電話	03-3501-2882	業種	落丁本・乱丁本はお取替えいたします
振替口座	東京都千代田区三崎町二丁目二十二番十四号	ISBN	978-4-385-15942-3
電話	03-3501-2882	URL	http://www.sanseido.co.jp/
振替口座	100-118371	年版	2013 平成25年版
電話	03-3501-2882	発行日	2013年2月15日 第1刷発行

<13教育六法・1256pp.>

<http://www.sanseido.co.jp/>

落丁本・乱丁本はお取替えいたします

ISBN978-4-385-15942-3

【】本書を無断で複写複製することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター(03-3401-2882)の許諾を受けてください。また、本書を諸負業者等の第三者に依頼してスキャニ等によってデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

あ

ILO ILO87号条約、ILO98号条約、ILO100号条約、ILO140号条約、ILO156号条約
充て指導主事 地教行19④、同施令4・5
安全基準 学保健安全、憲13・25・26、児童権利3③

い

育児介護休業制度 地公育児休業、育児介護
育児時間 労基67
意見具申権 地教行36・39
意見聴取
教育委員会の―― 地教行29
一貫教育 学教63・71、同施規87・115
一般職に属する職員
――の範囲 地公3②、国公2②
――に対する地方公務員法の適用 地公4①

医療費

――の地方公共団体の援助 学保健安全24、同施令8・9
――の国の補助 学保健安全25、同施令10
インクルージョン 障害者の権利に関する条約
インターネットでの異性紹介 出会い系サイト規制法 青少年有害サイト規制法

う

運動場 高校基準14、大学基準35、幼稚園基準8、高専基準22②、学教施規1

え

栄養教諭 学教37⑫
営利企業等への従事制限 地公38、国公103、教特17
NPO 特定非営利活動促進法
園舎 幼稚園基準8・別表第一
園長

――の職務 学教27④
――の設置 学教27①
園務 学教27

お

公の支配 憲89、社教10
親の教育権 教基10、民820
恩給 教特附則2・3
オンブズペーソン制度 兵庫県川西市子どもの人権オンブズペーソン条例、川崎市人権オンブズペーソン条例、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例

か

介護休暇（業） 育児介護2(2)
戒告 地公29①
外国
――で授与された免許状 免許18
――における学校教育修了者の資格 学教施規95(1)・150(1)・155①(2)・(4)②(3)・(5)
外国语活動（小学校） 学教施規別表第一
外国人教員任用制度 公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法
解職 地教行8
科学技術 科学技術基本法
科学研究費補助金 科学研究費補助金取扱規程
夏季休業日 学教施令29
学位 学教104、同施規145、学位規則
学士 学教104、学位規則2・6
学習指導要領 学教施規52・74・84・129
各種学校 学教134-136、私学2・64、各種学校規程
――の教員 学教7、各種学校規程8
――の設置 学教134・136・143、私学64
――の設置者 私学64②
――の設置認可申請勧告等 学教134・136・143
学術 文部科学省設置3・4(8)・6・7、日本学術會議法